

茨城県立盲学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての幼児児童生徒がいじめを行わず、「いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめは、いじめられた幼児児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、幼児児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

幼児児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた幼児児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての幼児児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア いじめの未然防止

- (ア) 幼児児童生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- (イ) 心の通じ合う幼児児童生徒同士の「絆」づくりをすすめ、ホームルームを何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- (ウ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (エ) いじめ発見等に関するチェックリストに則り指導にあたる。

担任による日常生活の観察

- A 遅刻、欠席、早退が多くなった
- B 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりした
- C 保健室へ行く回数が増えた
- D グループ分け等で所属が決まらない
- E 交友関係に変化が見られた
- F 服装や髪型が急激に変化した

- G 度を過ぎた悪ふざけ（暴力行為など）
- H 冷やかしたり悪口
- I 仲間はずれ
- J 金品や物品の紛失及び破損
- K 表情が暗くなるなど、生徒の様子の変化

(オ) 教職員の言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(カ) 保護者並びに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために幼児児童生徒が自主的に活動を行う場合には支援を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する幼児児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 児童生徒対象いじめアンケート調査

【年5回（5月、7月、10月、12月、2月）】（幼稚部は実施しない）

② 教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査【随時】

③ 個別面談において保護者からの聞き取り調査【学期1回】

(イ) いじめ相談体制

幼児児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう体制を整え、随時相談に応じられるようにする。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

幼児児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 「茨城県立盲学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(ア) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導係長、生徒指導係、学部主事、舎務部長、該当学年担当者、養護教諭、該当寄宿舎指導員

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(エ) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・

検証・修正を行う。

② いじめの未然防止や早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

③ いじめ事案の確認とその対応に関すること。

④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

(オ) 委員会は校長が招集する。

(カ) 委員会は次の区分で招集する。

年6回（4月、6月、7月、10月、12月、3月）を定例会とし、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報があった時はその都度臨時会とする。

(キ) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

イ いじめに対する措置

「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には、校長が当たる。

(ア) 担任が発見した時、子どもからの訴えや保護者からの訴えがあった時には、担任はその日のうちに事実関係の把握を行い、生徒指導主事に概略を報告する。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた幼児児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った幼児児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 必要な時は、報告から24時間以内に会議を開き、方針を決めて活動を開始する。（休み中はできる限りの対応をする）

(エ) 5日以上経って改善が見られない時は、別途具体的方針を立てる。

(オ) いじめを受けた幼児児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(カ) いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(キ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対処する。

(3) 重大事態（*）への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

イ 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

ウ いじめの被害を受けた幼児児童生徒や情報を提供した幼児児童生徒を守るための措置を講ずる。

エ いじめの加害幼児児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援をする。

- オ 調査結果については、いじめを受けた幼児児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- カ 上記調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。
- キ いじめの被害を受けた幼児児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
- ク 当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(*) 重大事態とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの未然防止への取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめへ対処するための取組に関すること。

などの評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

令和3年4月1日より運用